

日消装発第24-25号
初版：平成22年10月14日
改訂1：平成24年 9月12日
一般社団法人 日本消火装置工業会

「容器弁の安全性」に係る点検についてQ&A

Q1：「容器弁の安全性」の点検対象は？

A1：「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」、「粉末消火設備」、「パッケージ型消火設備」及び「パッケージ型自動消火設備」の貯蔵容器、加圧用ガス容器及び起動用ガス容器の容器弁のうち、容器弁の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後15年を経過した容器弁及び当該点検を実施後15年を経過した容器弁が対象となります。

Q2：どのような点検をするの？

A2：「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に従って、①外観点検、②構造、形状、寸法点検、③耐圧点検、④気密点検、⑤安全装置等作動点検、⑥表示点検を行います。容器（容器本体、ガスおよび容器弁）を工場に持ち帰って、ガスを抜き取り、容器弁を取外して点検します。この間、同仕様の代替容器を設置して当該設備を正常に継続・維持いたします。

Q3：点検で不合格になった場合は？

A3：点検で不合格になった容器弁は、新品の容器弁に交換する必要があります。

Q4：点検ではなく更新することはできるの？

A4：更新することはできます。更新した場合は「容器弁の安全性」に係る点検は必要ありません。劣化の著しいものや推奨交換年数（18年～20年）を過ぎた容器弁は、点検ではなく、新品の容器弁に交換されることを推奨します。

Q5：容器本体は点検するの？

A5：容器本体は高圧ガス保安法の適用を受けます。ガスの再充てんを行う際に、前回の容器検査から一定年限（原則5年、製造年により3年）以上経過している場合は高圧ガス保安法に基づく容器再検査（耐圧検査等）が必要です。

Q 6 : 容器本体も一緒に交換するの？

A 6 : 一般的には容器弁の点検（または新品への交換）と容器本体の耐圧試験を行いますので、容器本体の交換は行いません。ただし、容器本体の劣化等により高圧ガス保安法に基づく容器再検査（耐圧検査等）が不合格になった場合や、容器弁等の製造中止・メーカーの廃業などにより仕様の異なる容器弁等に交換する場合などにおいて、容器本体も共に交換することがあります。仕様の異なる容器弁等に交換する場合は、「点検」ではなく、「工事」となります。詳しくは、当該容器弁のメーカーにお問い合わせ下さい。また、Q 2 4 と A 2 4 も参照ください。

Q 7 : 点検済みの容器弁の表示は？

A 7 : 点検又は更新を行った容器弁には、各々「再」又は「新」のシールを貼付し、点検済みの旨を表示します。

Q 8 : 点検を実施しない場合の罰則はあるの？

A 8 : 点検要領は、行政指導であり直接的な罰則規定はありません。ただし、点検結果の報告時あるいは査察の際には「行政指導」として指摘されることとなりますので、自主的な取組として積極的な実施をお願いします。また、適正な点検が実施されず、あるいは計画もされない場合には、消防長または消防署長から是正措置が命令される可能性があり、これに従わなければ、罰金または拘留が科せられます。

Q 9 : 点検要領の改正は、事故事例があったために発出されたの？

A 9 : 特定の事故事例をもとに点検要領が改正されたものではありません。平成 1 4 年の改正時に規定された「容器弁の再検査」について、具体的な実施要領が整備されたものです。

Q 1 0 : 消防環境ネットワーク（旧ハロンバンク推進協議会）への登録が必要？ また必要な場合、その手数料はいくら？

A 1 0 : 消防環境ネットワークでは、ハロン消火剤の回収及び供給の管理、その他ガス系消火剤の登録管理を行っています。

通常の容器弁点検の行為として、一旦貯蔵されたガスを抜き取り、容器本体・容器弁の検査等を行って再度ガスを充てんする場合、容器の所有者は登録・申請する必要はありません。（容器弁の検査等を実施する製造業者が消防環境ネットワークのデータベースの信頼性向上のために、報告を行うこととなっています。）但し、点検の結果、持ち帰った容器のガス量に減量が発見された場合、その補充量分については通常の手続きに従って消防環境ネットワークに申請及び手数料の納入をする必要があります。

Q 1 1 : 点検の際、容器を工場に持ち帰ってガスを抜き取り、容器弁を容器本体から取り外して点検し、その一部を交換する場合、「着工届」や「設置届」は必要？

A 1 1 : 容器弁の安全性点検は、消火剤の詰替え等と同様であり、「工事」ではなく「整備」に該当します。従って「着工届」や「設置届」は提出する必要はありません。平成 2 2 年 3 月 3 1 日付け消防庁予防課事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について」の別添の問 2 を参照ください。

Q 1 2 : いつまでに点検をすれば良いの？

A 1 2 : 設置後 1 5 年を経過した容器弁及び当該点検の実施後 1 5 年を経過した容器弁は、2 0 年までに全ての容器弁の点検を終えなければなりませんので、計画的に製造年の古いものから抽出して点検していきます。

Q 1 3 : 既に 2 0 年を過ぎた容器弁は、すぐに点検？

A 1 3 : 既に 2 0 年経過した容器弁は、速やかに点検を実施する必要があります。

Q 1 4 : 既に設置後 2 0 年を超えた容器弁の全てを、直ちに点検することが困難な場合はどのようにすれば良い？

A 1 4 : 基本的には、設置後 1 5 年を経過した容器弁については、2 0 年までに行うこととなっておりますが、消防庁からの執務資料（平成 2 2 年 3 月 3 1 日付け消防庁予防課事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について」の別添、問 2）にもある通り、やむを得ない場合は、可及的速やかに実施することとされておりますので、消火ガスの種別および設置年数等を勘案し優先度の高いものから計画的に順次点検を実施するようお願いいたします。

Q 1 5 : ハロン消火設備と二酸化炭素消火設備を設置しており、優先順位を決めて計画を立てようとした場合、どちらの消火設備から実施した方が良い？

A 1 5 : 万一の誤放出を想定した場合、二酸化炭素消火設備では、人身事故に繋がる可能性があります。そのため安全面を考慮すると、ハロン消火設備よりも二酸化炭素消火設備を優先した点検の実施を推奨します。

Q 1 6 : 点検を実施すれば、その後の 2 0 年間は容器弁の安全性の点検は実施しなくて良い？

A 1 6 : 点検要領の趣旨は、「基本は 1 5 年ごと」の点検であり、負担軽減のために 5 年間の猶予を付与しているものです。諸事情により一度に点検できない場合は、5 年間の猶予期間内に計画的に点検を実施する必要があります。また、安全性の点検は、点検時の良否判定であり、その後の 1 5 年（2 0 年）の性能を保証するものではありません。

Q 1 7 : ガスの処理方法は？

A 1 7 : ハロン 1 3 0 1 消火剤は回収してリサイクルハロンとして再利用します。温室効果ガスとして排出抑制の対象となっている H F C - 2 3 及び H F C - 2 2 7 e a は高温下での破壊処理又は回収リサイクルします。その他のガスについては、実施各社により処理方法が異なりますので、それぞれの点検会社にお問い合わせ下さい。

Q 1 8 : 点検に要する日数は？

A 1 8 : 点検には数週間程度必要です。なお、定期点検を継続契約されている場合は、代替容器を設置したままで、点検済容器を 6 ヶ月ごとに順次入れ替える方法もあります。

Q 1 9 : 容器弁が廃業した製造業者のものである場合の取扱いは？

A 1 9 : 製造を引き継いでいるもの、型式認定において同一仕様のものの認定を取得している会社などがあります。型式の継承をしていないものや製造中止となったものなどについては、容器本体や連結管など全てを交換する大幅な工事となることもありますので、当工業会事務局を通じて現存の製造業者等にご相談ください。

Q 2 0 : 容器弁の製造業者を知りたいが？

A 2 0 : 当工業会事務局に認定容器弁の製造業者リストを用意しております。容器弁に記されている認定番号（“よー〇〇〇号”）あるいは社名のロゴ等をご確認のうえ、事務局にお問い合わせ下さい。

Q 2 1 : 設置されている容器弁が安全性点検の対象であるかどうか分かりません。

A 2 1 : 設置後 1 5 年を経過したものとなっていますので、設置年が基準となりますが、設置年が把握できない場合は容器弁に表示された製造年月から判断していただくことも可能です。

Q 2 2 : 移動式粉末消火設備のクリーニング弁の取扱いは？

A 2 2 : 点検要領の規定文章としては、クリーニング弁は点検実施部分に含まれておりません。しかしながら、加圧用ガス容器の容器弁に同型式の容器弁を使用している場合などもあり、経年劣化を防止し、不用意な作動あるいは必要時の不作動を防止するために、合わせて点検を実施されることを推奨いたします。

Q 2 3 : 点検時に容器弁と容器本体をともに新品に交換した場合には、撤去回収した容器本体はどのような処理をするの？

A 2 3 : 3通りあります。①廃棄処理、②所有者へ返却、③所有権を譲渡して頂き再利用（再販含む）のいずれかになります。

Q 2 4 : 異なるメーカーの容器本体・容器弁を撤去し、容器弁にアダプタ等を取り付けて使用するケースがあるが良いの？

A 2 4 : 容器弁の認定は、容器弁とそれを接続する連結管との組み合わせで実施されており、アダプタを取り付けることは、認定の範疇外となります。また、消火剤放出時の容器弁の抵抗値が異なってくるため、同一の放出性能を得るためには配管や噴射ヘッドの交換も必要となってくる場合があります。詳しくは、当該容器弁のメーカーにお問い合わせ下さい。

以上